

より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会運営要領

平成 28 年 9 月 28 日
より正確な景気判断のための
経済統計の改善に
関する研究会決定案

より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会(以下「研究会」という。)の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 研究会は、原則として非公開とする。
2. 研究会の配付資料及び議事概要は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事概要の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
3. 研究会の議事は、座長が進行する。
4. この運営要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。